第六十八～七十五南極特別保護地区	（略）
第七十六南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二　当該地区内の陸域では徒歩で移動すること。 三　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。 *Macronectes giganteus*（オオフルマカモメ）　五十メートル *Arctocephalus gazella*（ナンキョクオットセイ）　十五メートル 南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類（*Macronectes giganteus*（オオフルマカモメ）及び*Arctocephalus gazella*（ナンキョクオットセイ）を除く。）　五メートル 四　航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五　原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 七　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 八　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十一　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十二　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第六十八～七十五南極特別保護地区	（新設）
	（略）